

平成 29 年 5 月 23 日

受 益 者 各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

弊社ファンドの投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記につきましては、下記のとおり、約款変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。

なお、弊社では、本約款変更が投信法に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、実施にあたり、書面による決議を行いません。

受益者各位におかれましては、変更内容をご確認いただきますとともに、引き続き、弊社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申しあげます。

敬具

記

1. 変更内容および理由

取引所における取引の停止時等の受益権の取得申込の受付中止

自然災害、テロ事件又は大規模停電などの不測の事態が発生した際の投資信託の適切な運営を確保するため、受益権の取得に関する条項において、取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができる旨を明記するとともに、その他所要の整備を行います。

2. 対象銘柄

農中 US 債券オープン

JA TOPIX オープン

農中日本株オープン

農中日経 225 オープン

JA 日本株式ファンド

JA 日本債券ファンド

JA 海外株式ファンド

JA 海外債券ファンド
JA 資産設計ファンド (安定型)
JA 資産設計ファンド (成長型)
JA 資産設計ファンド (積極型)

3. 変更適用日

平成 29 年 5 月 24 日 (水) 付で、投資信託約款を別紙のとおり変更します。

4. 目論見書への対応について

本約款変更にかかる受益権の取得申込の受付中止の内容は、請求目論見書本文及び交付目論見書本文に記載されております。一方、請求目論見書の巻末に添付する約款につきましては、各ファンドの目論見書の改訂の際本約款変更を反映してまいります。

目論見書の改訂スケジュールは、以下を予定しております。

平成 29 年 6 月 17 日 (土) JA 海外株式ファンド
平成 29 年 7 月 15 日 (土) JA 海外債券ファンド
平成 29 年 8 月 17 日 (木) JA 資産設計ファンド (安定型/成長型/積極型)
平成 29 年 8 月 26 日 (土) JA TOPIX オープン
平成 29 年 10 月 14 日 (土) 農中 US 債券オープン
平成 29 年 10 月 19 日 (木) JA 日本債券ファンド
平成 29 年 10 月 21 日 (土) 農中日経 225 オープン
平成 29 年 11 月 17 日 (金) JA 日本株式ファンド
平成 29 年 11 月 22 日 (水) 農中日本株オープン

5. 本件にかかる照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部
お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上

追加型証券投資信託
農中US債券オープン 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。</p>	<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所 <u>（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）</u> に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。</p>

追加型証券投資信託

J A T O P I X オープン 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所 <u>（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）</u> に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>

追加型証券投資信託
農中日本株オープン 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行する株式および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所 <u>（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）</u> に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行する株式および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>

追加型証券投資信託

農中日経 225 オープン 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所 <u>（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）</u> に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>

追加型証券投資信託

J A 日本株式ファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所（<u>金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。</u>）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではあ</p>

② (略)	りません。 ② (略)
-------	----------------

追加型証券投資信託

J A日本債券ファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所（<u>金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。</u>）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>

追加型証券投資信託

J A海外株式ファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じるものとして委託者が定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所 <u>(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)</u> に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じるものとして委託者が定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権</p>

② (略)	証券および新株予約権証券については、この限りではありません。 ② (略)
-------	---

追加型証券投資信託

J A海外債券ファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>(投資する株式の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。</p>	<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(投資する株式の範囲)</p> <p>第 17 条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所 <u>（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）</u> に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。</p>

追加型証券投資信託

JA 資産設計ファンド（安定型） 約款

・変更内容（新旧対照表）

（新）	（旧）
<p>（受益権の取得単位、価額および手数料）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>⑧ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>（投資する株式等の範囲）</p> <p>第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p>（受益権の取得単位、価額および手数料）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（投資する株式等の範囲）</p> <p>第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所 <u>（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）</u> に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券</p>

② (略)	については、この限りではありません。 ② (略)
-------	-----------------------------

追加型証券投資信託

JA 資産設計ファンド（成長型） 約款

・変更内容（新旧対照表）

（新）	（旧）
<p>（受益権の取得単位、価額および手数料）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>⑧ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>（投資する株式等の範囲）</p> <p>第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p>（受益権の取得単位、価額および手数料）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（投資する株式等の範囲）</p> <p>第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所 <u>（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）</u> に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券</p>

② (略)	については、この限りではありません。 ② (略)
-------	-----------------------------

追加型証券投資信託

JA 資産設計ファンド（積極型） 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p>(受益権の取得単位、価額および手数料)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所 <u>(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)</u> に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券</p>

② (略)	については、この限りではありません。 ② (略)
-------	-----------------------------

